

随意契約及び比較見積省略理由書

工事名：安威川ダム 大岩地区上面整備附帯工事

大岩地区では、ダム建設工事等からの残土搬入を完了し、令和3年春の営農再開を目指して圃場整備事業に係る各種工事を進捗中である。

これらの工事のうち、「安威川ダム 大岩地区上面整備工事 (H31-3 工区)」(以下「H31-3 工事」という。)では、圃場としての機能復旧を目的とした擁壁の設置や基盤土の造成を行うものである。

H31-3 工事内の農地の最終仕上げに必要となる基盤土については、当初、同工事内の仮置土を使用する予定であったが、仮置土の品質が基盤土としての条件に適合しないことから、別件工事で別途ヤードを確保し、良質な土材料を用いて粒径処理を施して基盤土を製作し、農地に搬入する必要がある。

しかしながら、大岩圃場区域ならびにダム事業地とその周辺は、各工事が最盛期を迎えていることからヤードの確保が困難であること、また、運搬コスト削減の観点からも、基盤土の製作作業は、H31-3 工事の区域内で行うほかはない。

また、区域内で上記の基盤土製作作業を行うためのヤードを確保する必要があるところ、当該区域については、これまでの他工事による仮設道路の設置や土砂の仮置場としての使用に伴って地盤高さが変化しているため、ヤードの造成が必要である。

これらの作業は、H31-3 工事における構造物築造工程と密接に関連するため、他業者が施工した場合、工事工程の調整等による工期の大幅な遅れが生じ、令和3年春の営農再開が困難となる。圃場整備事業は地元関係者と令和3年春の営農再開を補償条件としており、営農再開の時期を遅らせることはダム事業全体の進捗にも大きな影響を及ぼす。

以上のことから、本工事は「現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合」に該当するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき現在、H31-3 工事にて擁壁等道路構造物の施工を行っている中林建設株式会社との随意契約を行い、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号に基づき比較見積りを省略する。